

名古屋市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(目的)

第 1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第 1項の規定に基づき、ニート、ひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の状況に応じた支援を行い、最終的には就労など自立できるようにするため、官民の支援機関によるネットワークとして、名古屋市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第 1条の 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 構成機関 第 1条の目的を達成するため協議会を構成する関係機関として、別表 1 に掲げるものをいう。
- (2) パートナー機関 より広く連携支援を行うため、本市の子ども・若者支援施策や構成機関と連携して支援を行う団体・個人として、協議会に登録した者をいう。
- (3) 子若センター 法第13条の規定に基づき設置する名古屋市子ども・若者総合相談センターをいう。
- (4) 支援 法第15条第 1項に規定する支援をいう。
- (5) 対象者 本市において支援の対象となる、社会生活を円滑に営む上で困難を有する概ね39歳までの子ども・若者及びその保護者をいう。

(協議会の活動)

第 2条 協議会は、第 1条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 構成機関が連携して行う支援の内容に関する事項に係る協議
- (2) 構成機関が行う支援を効果的かつ円滑に実施するために必要な事項に係る協議
- (3) その他第 1条の目的を達するために必要な事項

(構成)

第 3条 協議会は、構成機関及びパートナー機関（以下「構成機関等」という。）により構成する。ただし、必要に応じて見直すことができるものとする。

(代表者会議)

第 3条の 2 第 2条各号に規定する事項を行うにあたり、協議会に、構成機関の一部をあてた代表者会議を置く

2 代表者会議は、次の各号の事項を行う。

- (1) 協議会の基本的な運営方針に関する検討
- (2) 名古屋市における子ども・若者の状況や施策についての情報交換
- (3) 構成機関の連携を深めるための事項に関すること

3 代表者会議は、なごや子どもの権利条例（令和2年条例第24号）第27条第 1項の規定に基づく部会に位置づけ、その構成員は別に定める。

（実務者会議）

第 3条の 3 支援の実務を円滑に進めるため、協議会に実務者会議を置く。

2 実務者会議は、次の各号の事項を行う。

- (1) 支援の定期的な進行管理
- (2) 地域の実態把握
- (3) 支援における構成機関等の役割の明確化
- (4) 活動状況についての情報交換・連絡調整
- (5) 協議会の運営方針を踏まえた企画調査

3 実務者会議は、別表 2に掲げる事業を受託している者により構成する。

（個別ケース検討会議）

第 3条の 4 対象者ごとの円滑な支援を図るため、協議会に個別ケース検討会議を置く。

2 個別ケース検討会議は、対象者の状況の把握や問題点の確認、支援方針の策定や見直し、役割分担の決定及び認識の共有を図るものとし、対象者ごとに必要に応じて適宜開催する。

3 個別ケース検討会議は、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者等により構成する。なお、構成機関及びパートナー機関以外の者についても、必要に応じて参加を求めることができる。

4 個別ケース検討会議の運営は、子若センターが行う。

（子ども・若者支援調整機関）

第 4条 法第21条第 1項に規定する子ども・若者支援調整機関は、子若センターとし、次の各号の事項を行う。

- (1) 協議会の運営に関すること
- (2) 構成機関等の連絡調整に関すること
- (3) パートナー機関の登録の取りまとめに関すること
- (4) その他協議会の運営に必要な事務に関すること

2 協議会の事務局は、子若センターに置く。

（子ども・若者指定支援機関）

第 4条の 2 法第22条第 1項に規定する子ども・若者指定支援機関は、子若センターとし、次の各号の事項を行う。

- (1) 相談者に伴走しながら、法第15条第 1項 1号に掲げる支援その他の支援を行うこと
- (2) 構成機関等が行う支援の状況を把握すること
- (3) 支援の全般について主導的な役割を果たすこと
- (4) その他対象者への支援において必要な事務に関すること

(パートナー機関)

第 4条の 3 パートナー機関は、子ども・若者への支援が効果的なものとなるよう、構成機関及び子若センターが行う支援並びに協議会の活動に対して、連携、協力及び情報共有を行うものとする。

2 パートナー機関の登録等に関する事項は、別に定める。

(秘密保持義務)

第 5条 構成機関等及び協議会の運営に携わった者は、法第24条に規定する秘密保持義務を負う。

(その他)

第 6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年 8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 5月 9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 9月 5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 7月29日から施行する。
- 2 要綱改正前の構成機関であって改正後の構成機関とならない民間団体のうち希望するものは、パートナー機関へ移行するものとし、その手続きは別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表 1

区 分		構 成 機 関
行政 機関	国・県	愛知労働局職業安定部職業安定課 愛知わかものハローワーク 愛知県労働局就業促進課 愛知県警察本部生活安全部少年課少年サポートセンター 名古屋法務局人権擁護部
	市	名古屋市経済局産業労働部労働企画課 なごやジョブサポートセンター 名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課 名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課 名古屋市健康福祉局健康部健康増進課 名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課 名古屋市ひきこもり地域支援センター 名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター 名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課 名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課 名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課 名古屋市中心児童相談所 名古屋市西部児童相談所 名古屋市東部児童相談所 名古屋市発達障害者支援センター 名古屋市子ども・若者総合相談センター なごや若者サポートステーション 名古屋市教育委員会新しい学校づくり推進部子ども応援課 名古屋市教育委員会教育支援部義務教育課 <u>名古屋市教育委員会教育支援部高等学校教育課</u> <u>名古屋市教育委員会教育支援部特別支援教育課</u> <u>名古屋市教育支援センター</u> 名古屋市教育センター 各区社会福祉事務所 各区保健センター
関係 団体	教 育	名古屋市立小中学校長会 名古屋市立高等学校長会 愛知県私学協会名古屋支部
	雇 用	愛知県経営者協会 愛知県中小企業団体中央会 名古屋商工会議所
	福 祉	名古屋市社会的養育施設協議会
	保健・医療	愛知県臨床心理士会
	矯正・更生保護	名古屋市保護区保護司会連絡協議会
	地 域	名古屋市民生委員児童委員連盟
	民間支援団体	第 3 条の 3 第 3 項の規定により実務者会議を構成する者
その他		学識経験を持つ者で名古屋市長が指定する者

別表 2

名古屋市子ども・若者総合相談センター運営業務
名古屋市若者自立支援ステップアップ事業
名古屋市若者自立支援ジャンプアップ事業
名古屋市若者・企業リンクサポート事業
名古屋市家庭訪問型相談支援事業
名古屋市青少年交流プラザ（本館・分館）管理運営業務